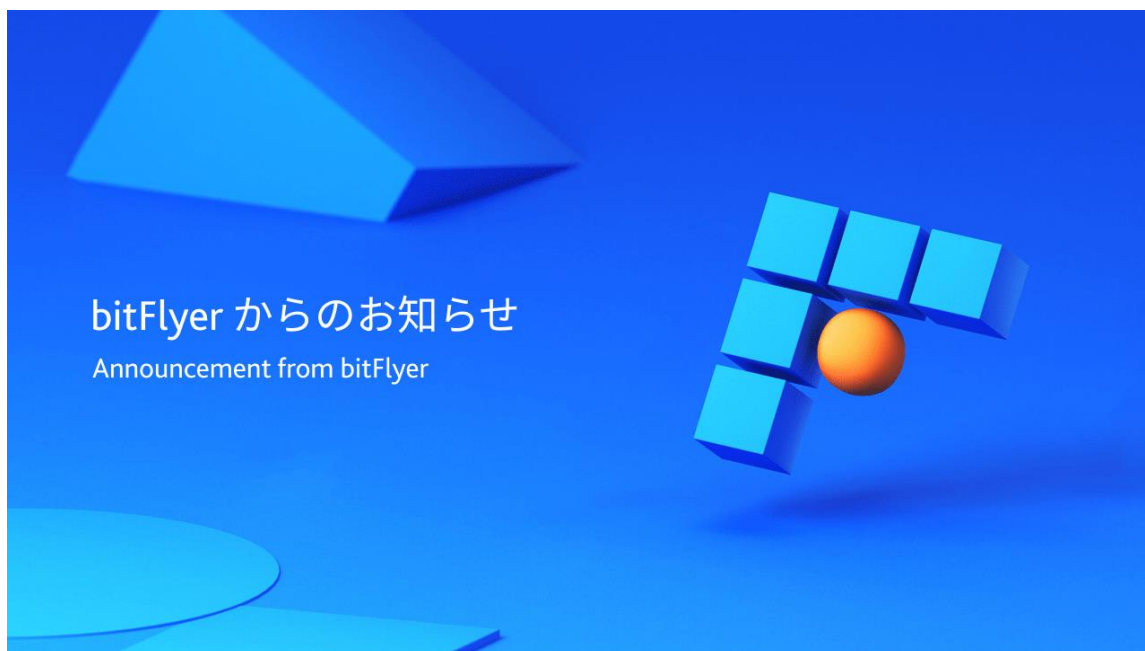


2024年4月26日
株式会社 bitFlyer

各位

法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の特例措置に関する対応について

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の特例措置に関して、課税の適用除外を希望する法人のお客様から要請または通知を受けた際の対応について、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下「JVCEA」）が制定した「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」およびこの規則に関するガイドラインに基づき、当社が定める受付基準を満たした場合には要請または通知を受け付けることとお知らせいたします。



■ 法人が保有する暗号資産の期末時価評価課税の特例措置

政府が2023年12月22日に閣議決定した2024年度の税制改正大綱で、法人が暗号資産を保有する際に短期売買の目的ではなく継続して保有する場合には、一定の要件を満たせば期末時価評価課税の対象外とすることが決まりました。これに伴い、法人税法および暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部が改正されたほか、JVCEAが「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」およびこの規則に関するガイドラインを制定し、2024年4月1日に施行されました。

■ 期末時価評価課税の適用除外を受けるための法令要件

適用除外を受けるためには、改正された「暗号資産交換業者に関する内閣府令」で定められた以下のいずれかの要件に該当する必要があります。

- ① 暗号資産の保有者が、暗号資産交換業者に対し移転制限^{*}を付すことを要請していること
- ② 暗号資産の保有者またはその要請を受けた者が、暗号資産交換業者に対し、移転制限が付され、または付されることが予定されている旨を通知していること

^{*}「移転制限」とは、暗号資産を相当の期間、移転できないよう制限する目的で信託財産とする措置、もしくは技術的措置が講じられている状態のことです。詳しくは「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」およびこの規則に関するガイドラインをご確認ください。

<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/iten01-20240329.pdf>

■ 当社の受付基準

当社を含む暗号資産交換業者は、期末時価評価課税の適用除外を希望する法人から要請または通知の届け出を受けた場合には、受付可否を判断するための基準（受付基準）を設けることができると定められています。これに伴い、当社は受付基準を以下の通り設けています。

- ① 法人で、かつ当社のお客様であること（口座開設を済ませていること）
- ② 当社で取り扱っている暗号資産であること
- ③ 移転制限の措置が講じられ、かつ期間が1年以上であること

なお、移転制限の措置が講じられていれば、ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）も適用除外の対象となります。法人のお客様で適用除外をご希望される場合は個別にお問い合わせください。

■ 適用除外を希望する法人のお客様の対応

当社ホームページの「お問い合わせ」から「その他」を選択し、「ご意見・ご要望」欄にご希望の趣旨をご記入ください。該当のページはこちらをご確認ください。[https://bitflyer.com/ja-
jp/contact](https://bitflyer.com/ja-
jp/contact)

その後、JVCEAが定める様式の届出書を当社にご提出いただく必要がございますので、個別にご案内をいたします。届出書の様式はこちらです。

<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/iten02-20240329.pdf>

なお、お客様にご提出いただいた届出書の内容は、規則に基づいて概ね1か月以内に当社からJVCEAに提供いたします。JVCEAは届け出を受けた暗号資産の種類や数量などをウェブサイト上で公表することとなっています。

■ 通知を受け付ける際の手数料

お客様からの要請または通知を受け付ける場合には、1件ごとに手数料を徴収いたします。具体的な金額は個別に判断いたします。

株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者および第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>